

三原市立大和小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

いじめ防止についての取組内容

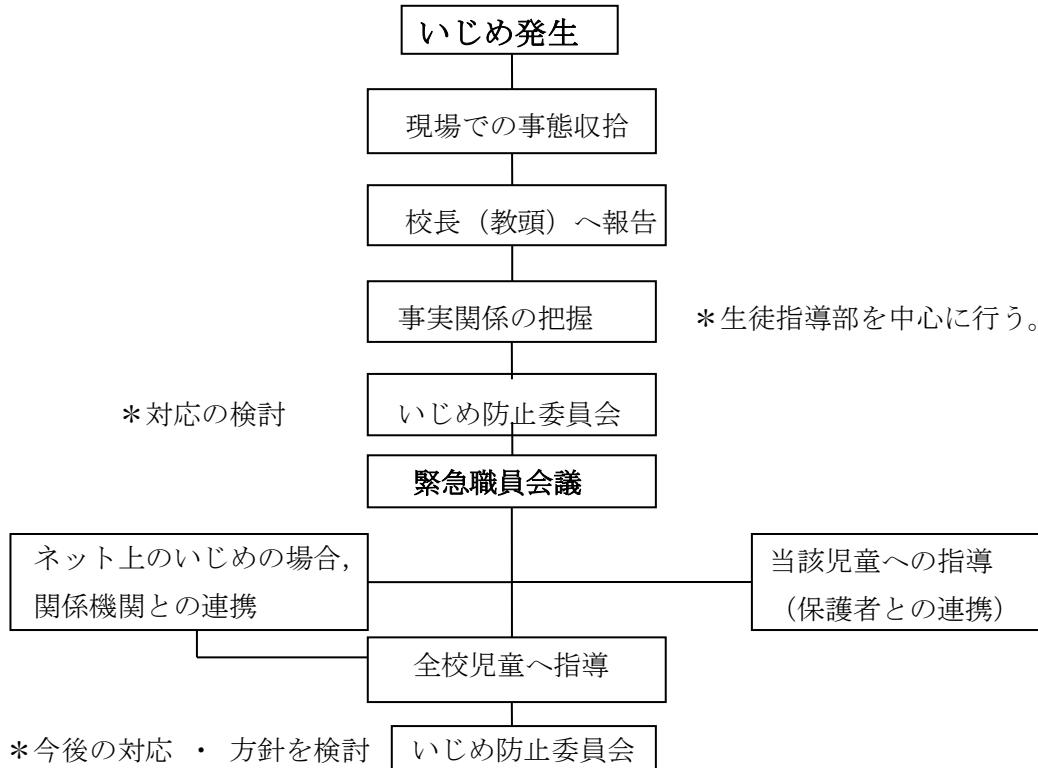
（1）未然防止のための取組

- ・授業研究により、授業改善を図り、分かる授業づくりや全ての児童が参加できる授業づくりを行う。
- ・全校で共通した学習規律のもとに授業を行い、わかる授業へとつなげていく。
- ・地域の人や異学年との交流やこども園・中学校との交流を通して、集団の一員としての自覚や態度を育成するとともに、自己有用感を高めていく。
- ・全校で共通して友だちに関する題材を道徳の年間計画に入れて、全校で人間関係作りに取り組む。
- ・運動会や学習発表会等の行事の目標に、自己有用感を高める内容を入れ、達成感をもたせる。
- ・学校内での問題点について話し合わせ、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。
- ・学期に1回の児童の情報交流を行い、児童についての共通認識をもつ。

（2）早期発見の取組

- ・児童のトラブルについては（いじめかどうか判断に困っても）いじめ防止委員会に報告する。トラブルについては5W1Hでの記録を残す。
- ・普段の児童の変化や生徒指導上のトラブルについて、連絡会等で職員間での共通認識をもつ。
- ・保健室によく行く児童についての言動を養護教諭と連携を取っておく。
- ・6月、11月、2月にアンケートと面談を行う。
- ・言動が心配な児童については適宜面談を行う。

(3) いじめへの対処について 以下の手順により行う。



(4) 重大事態への対応について 以下の手順により行う。

